一般財団法人徳島県観光協会の「利益相反案件」に係る今後の対応について

【事案の概要と事実関係】

当協会において、副理事長が代表を務める企業（カン商事株式会社）に対する「韓国観光戦略プロジェクト」の管理運営に関する業務委託に関し、利益相反取引に係る理事会承認手続きを行うにあたり、事務局の不手際により委託金額を明示しないまま審議に諮るという不適切な手続きを行いました。

また、本件に関する審議過程や情報取扱いの不徹底により、正確な情報が共有されないまま外部へ伝わり、関係各位に不要な混乱と不信感を生じさせる結果となりました。

こうした当協会の不備により、当協会賛助会員の皆さまをはじめ、県民の皆さま、受託事業者であるカン商事株式会社および関係機関の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

【現在の対応状況】

本件を重く受け止め、当協会では改めて委託金額等を含めた適切な資料を提示した上で理事会を再開催し、慎重な審議を経て適正に可決・承認をいただきました。

【今後のガバナンス・情報管理の強化】

今後は、利益相反取引をはじめとする法的手続きの適正化を徹底するとともに、情報公開および情報管理に関する規律の整理を図り、協会全体のガバナンス強化と信頼回復に全力を尽くしてまいります。

一般財団法人徳島県観光協会
理事長　杉田弘樹

【関係法令】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

（競業及び利益相反取引の制限）

第八十四条　理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一　理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二　理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

三　一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

※一般社団法人法第84条第1項は、同法197条の規定により一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用され、「社員総会」とあるのは理事会に読み替えるものとされています。